

「飯能市ふるさと応援」寄附金申込書

平成 年 月 日

あて先 飯能市長

私は、飯能市に寄附をしたいので、次のとおり申し込みます。

寄附金額	金 _____ 円
------	-----------

申 込 者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 _____
	電話番号	_____ (日中の連絡先 _____)
	メールアドレス	_____ @ _____

①払込方法について

- 郵便振替 後日、郵便振替用紙を送付いたします。
- 銀行振込 後日、振込先の口座をお知らせいたします。振込手数料は寄附者の負担となります。
- 現金を持参

②寄附金の使いみち

- ムーミン基金 森林文化都市基金 緑の基金 文化スポーツ振興基金
- 使いみちは、市長に一任します。

③氏名ならびに住所（都道府県・市区町村名まで）の公表について

- 公表してよい 公表を希望しない

④希望の返礼品について

寄附金額に応じて、返礼品が選ばいただけます。ご希望の返礼品名をご記入ください。

--

⑤ワンストップ特例制度の申請書送付について（確定申告をされる方はご利用できません。）

- 希望する → 性別 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

⑥申込者の住所と異なる返礼品等の送付先について ※希望される場合のみご記入ください

- 返礼品のみ 書類のみ 返礼品、書類どちらも

送 付 先	氏 名	
	住 所	〒 _____ (電話番号 _____)

⑦個人情報の取り扱いに関する同意（個人情報の返礼品提供事業者への通知について）

返礼品等を発送するに当たり、お預かりした個人情報を返礼品の提供業者へ通知することについて、同意いただける場合は、下記に☑を記入して下さい。（なお、発送以外の目的で個人情報を使用することはございません。） 同意します

※この申込書によりお預かりした個人情報は、振込票・受領書の発送など、この寄附に関する市の業務に利用するものであり、目的外の利用及び第三者への提供はいたしません。ただし、地方税法の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を受けようとするときは、住所地の市区町村長へ「申告特例通知書」を送付いたします。

ふるさと納税（寄附金）の手続きについて

1 寄附金申込書に下記の事項を記入してください。

- ・ 寄附の金額
- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号等
- ・ 払込方法
- ・ 寄附金の使いみち
- ・ 情報の公表に関する同意
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意

2 寄附金申込書の送付

郵便、FAX、電子メール（ファイル添付）のいずれかの方法で、賑わい創出課へ寄附金申込書を送付してください。

3 寄附金払込用紙等の受取

寄附金申込書の受付後、希望した払込方法により下記のいずれかの方法となります。

- ・ 郵便局で払い込み：市から払込取扱票を郵送します。
- ・ 市の指定する口座への振り込み：振込先口座をご連絡します。
- ・ 現金書留による郵送：寄附したい金額をいれた現金書留封筒を郵送してください。
- ・ 現金を持参：賑わい創出課へ持参してください。
- ・ 市収納取扱金融機関で払込み：市から寄附金の払込用紙を郵送します。（担当にご相談ください。）

4 寄附金の払い込み

寄附金の払込方法は、指定金融機関等での払込み、指定口座への振り込み及び現金書留のいずれかの方法となります。

- ・ 市の指定金融機関・収納代理金融機関での払い込みの場合、手数料は無料です。
- ・ その他の金融機関から直接市の指定する口座へ振り込む場合、振込手数料は寄附される方の負担となります。
- ・ 現金書留の場合、寄附申込書と現金を同封して郵送してください。郵送料は、寄附される方の負担となります。
- ・ 飯能市役所へ寄附申込書と現金を直接持参していただく場合、持参に要する交通費等は寄附される方の負担となります。

5 寄附金受領書（寄附金受領証明書）の受取

飯能市から「ふるさと納税」寄附金を受領した旨の証明書を郵送します。

※確定申告又は住民税の申告をする場合には必要となりますので、大切に保管してください。

6 確定申告等

寄附をした翌年の3月15日までに、お住まいの地域の税務署に確定申告してください。

（確定申告が不要な方は、住所地の市区町村に申告してください。）

※地方税法の規定による寄附金税額控除に係る「申告の特例」の適用を受けようとする方は、申告の必要はありません。

7 税額の減額

寄附金額に応じて、所得税と住民税が減額されます。

（住民税については、控除後の金額で翌年度の住民税が課税されます。）

8 申告の特例について

地方税の規定による寄附金税額控除に係る「申告の特例」とは、いわゆる「ワンストップ特例」のことで、寄附先の地方団体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することによって、寄附金税額控除の適用が受けられるものです。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をご希望の方は、「ふるさと納税ワンストップ特例の適用を申請するための申請書」希望の欄にチェックをお願いします。

ただし、ワンストップ特例の適用可能な自治体数は、5団体以下となっています。

9 寄附金申込書のあて先

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所 賑わい創出課 宛て

10 寄附金の使いみち（基金の内容）

◆ ムーミン基金（所管課：賑わい創出課）

北欧の雰囲気とムーミンの世界を体験できる施設と連携した観光施策の推進を図るために活用しています。

◆ 森林文化都市基金（所管課：農林課）

森林資源の活用及び森林文化の振興を図るため、自治会等が行う森づくり事業、緑化事業等の財源として活用しています。

◆ 緑の基金（所管課：環境緑水課）

本市の恵まれた緑の自然環境を未来へ残していくための保全費用に活用しています。また、景観緑地、緑のトラスト地内の維持管理などの財源として活用しています。

◆ 文化スポーツ振興基金（所管課：生涯学習課）

本市の文化及びスポーツの振興を図るため、全国規模で開催されるコンクールやスポーツ大会出場又は展示会等において優秀な成績を収めた方などに対し奨励金を交付しています。

※上記の基金以外の事業への寄附をご希望の場合は、賑わい創出課へお問い合わせください。

11 飯能市公金収納取扱金融機関

○指定金融機関

埼玉りそな銀行 本店・各支店

○収納代理金融機関

りそな銀行、みずほ銀行、武蔵野銀行、東和銀行、飯能信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、青梅信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局）